

社会福祉法人 勝山幸寿会
さつき苑デイサービスセンター
運営規程

社会福祉法人 勝山幸寿会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人勝山幸寿会(以下「事業者」という)が設置経営するさつき苑デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う、指定通所介護、指定勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(介護予防通所介護相当サービス)(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が、要支援(事業対象者)又は要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスおよび介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

2. 指定通所介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
3. 指定勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業は、要支援状態(事業対象者)となった利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援(事業対象者)又は要介護状態の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練その他必要な援助を行う。

2. 本事業の運営にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
3. 事業者は、事業の実施に当たり、「福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例」(平成24年福井県条例第60号)および「勝山市指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱」(平成29年3月30日告示第123号)その他の法令の内容を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|----------------|
| (1)名 称 | さつき苑デイサービスセンター |
| (2)所在地 | 勝山市片瀬第15号22番地 |

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|------|
| (1)所長(管理者) | 1名 |
| (2)生活相談員 | 1名以上 |

(3)介護職員	4 名以上
(4)看護職員	1 名以上
(5)機能訓練指導員	1 名以上
(6)運転手	1 名以上
(7)調理員	業務委託
(8)管理栄養士	1 名以上

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、事業所と職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族に対して、相談助言にあたる。さらに、事業所内のサービスの調整及び居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。
- (3) 介護職員は、心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行う。
- (4) 看護職員は、健康チェックを行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握し、健康保持のために適切な措置を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
- (6) 運転手は、利用者の送迎に供する業務を行う。
- (7) 調理員は、給食業務を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後4時30分までとする。但し、特別に必要な場合はこの限りではない。

(利用の定員)

第7条 事業所の1日にサービスを提供する定員は、通所介護事業に介護予防通所介護相当サービスを含めて、1日25名とする。

(通所介護の内容)

第8条 事業所の通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所介護サービス計画に基づく、サービスの提供、管理及び評価
- (2) 食事の提供
- (3) 通所介護の施設における入浴介助及び特別入浴介助
- (4) 送迎サービス

- (5) 機能訓練指導
- (6) 栄養マネジメント

(介護予防通所介護相当サービスの内容)

第9条 事業所の介護予防通所介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防通所介護相当サービス計画に基づく、サービスの提供、管理及び評価
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) アクティビティの実施

(通所介護計画(介護予防通所介護相当サービス計画)の作成等)

第 10 条 通所介護(介護予防通所介護相当サービス)の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画(介護予防通所介護相当サービス計画)を作成する。

- 2. 通所介護計画(介護予防通所介護相当サービス計画)の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3. 利用者に対し通所介護計画(介護予防通所介護相当サービス計画)に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料その他費用)

第 11 条 事業者が通所介護サービス(介護予防通所介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該通所介護サービス(介護予防通所介護相当サービス)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した、通所介護サービス(介護予防通所介護相当サービス)の1割または2割(介護保険法の定めにより保険給付が9割または8割でない場合には、それに応じた割合)とする。

- 2. 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる支払いを利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により、通常の実施地域以外に居住する利用者に対する送迎の費用通常の実施地域との境界から1km当たり20円とする。
 - (2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額時間延長サービス 午後6時以降 延長1時間につき600円
 - (3) 食 費 [食材料費・調理費用] **880 円**(おやつ代を含む)
 - (4) 利用者の希望によって、レクリエーション活動や行事に必要なもの等を事業所が提供した材料費等の費用実費分
 - (5) 利用者の都合で、サービスを中止する場合、次のキャンセル料の支払いを受ける
 - ・利用日当日の午前8時までに利用中止の連絡がある場合 無料
 - ・利用日当日の午前8時までに利用中止の連絡がない場合 食材料費の50%

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。
4. 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎とし、第2項の費用の内容および金額を変更することがある。
5. 前項の変更を行う場合は、事前に利用者又は、その家族に対し、変更内容について文書により説明した上で、変更に同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。
6. 前項の費用の支払いは、現金又は利用者の金融機関口座から自動引き落としにより、指定期日までに受ける。

(通常の実施地域)

第12条 事業所の通常の実施地域は、勝山市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと
- (2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないこと
- (3) 火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと
- (4) その他、所長が管理上支障があると認めた事項

(勤務体制の確保)

第14条 事業者は、利用者に対し、適切な通所介護サービス(介護予防通所介護相当サービス)その他のサービスを提供するため、職員の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2. 事業者は、職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 職種別研修 随時

(非常時災害対策)

第15条 事業者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2. 事業所内で火災及び地震、土砂災害および原子力災害等の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに、火災の場合は職員による初期消火に努めることとする。

3. 所長は、災害に対する対処方法、避難経路及び協力機関との連携を確認し、年2回は避難訓練その他必要な訓練を行う。さらに、災害発生時は、避難その他の指揮をする。

(衛生管理)

第16条 事業者は、サービス提供に使用する機器備品類を清潔に保持し、適宜消毒を施し常に衛生管理に留意する。さらに、職員は感染症等に対する知識の習得に努める。

2. 事業者は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業者は、感染対策委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。
- (2) 事業者は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に定めるもののほか、事業所は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(緊急時の対応)

第 17 条 事業所内においてサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者のかかりつけ医等に連絡し、適切な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第 18 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(利益供与等の禁止)

第 20 条 事業者及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該事業所を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業者及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該事業所から退所する旨を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第 21 条 事業者は、提供した通所介護サービス(介護予防通所介護相当サービス)に関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2. 事業者は、提供した通所介護サービス(介護予防通所介護相当サービス)に関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求

め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。
4. 事業者は、提供した通所介護サービス(介護予防通所介護相当サービス)に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法 176 条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
5. 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第 22 条 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待の防止に関する責任者の選定
 - 二 成年後見制度の利用支援
 - 三 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
2. 職員は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと。)その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束の廃止)

第 23 条 事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限者をしない。

2. 事業者は、所長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合)に該当するかどうか十分検討する。
3. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
4. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族にできる限り詳細に説明する。
5. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(褥瘡対策等)

第 24 条 事業者は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第 25 条 事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行う。
2. 事業者は、利用者に対する通所介護サービス(介護予防通所介護相当サービス)の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
3. 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
4. 事業者は、利用者に対する通所介護サービス(介護予防通所介護相当サービス)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
5. 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(第三者評価の実施)

第 26 条 第三者評価の実施は無い

(記録の整備)

第 27 条 事業者は、本事業を行うため、通所申込書、個別記録及び通所介護サービス計画(介護予防通所介護相当サービス計画)、利用料収納簿、その他必要な記録を整備する。

2. 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録を整備し、第一号および第二号についてはその完結の日から5年間、第三号から第六号についてはその完結の日から2年間保存する。
 - 一 通所介護計画等
 - 二 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - 三 市町村への通知にかかる記録
 - 四 苦情内容等の記録
 - 五 事故の状況および事故に関して採った処置の記録

(その他の運営に関する事項)

第 28 条 事業者は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を提示しておく。

2. 事業者は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。
3. 事業者は、本事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。
4. この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と事業所の所長が協議して定める。

文書改訂履歴

区分	規程	文書 NO	規程-B-004
文書名	社会福祉法人 勝山幸寿会さつき苑デイサービスセンター運営規程		

版数	改訂日	目的	改定内容	担当
1	H12.4.1			伊藤
2	H12.5.1			伊藤
3	H14.8.15			伊藤
4	H17.10.1			伊藤
5	H18.4.1			伊藤
6	H24.4.1			伊藤
7	H25.4.1			伊藤
8	H27.8.1			伊藤
9	R1.11.1	・食費改訂	P5 680 円→700 円	伊藤
10	R5.4.1	・文書管理様式変更	版数管理表示	松浦
		・食費改訂	P5 700 円→780 円	
		・令和5年2月21日指導監査指摘事項更新(利用料その他費用)	第11条2(4)おむつ代おむつ代は利用料から削除	
		・第三者評価の実施記載	第 26 条追記 実施無	
11	R8.4.1	・食費改訂	P5 780 円→880 円	松浦